

平成21年度過疎問題懇談会開催要領

第1 目的

引き続く人口減少と高齢化の進展など、過疎地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、過疎地域の課題の解決に向け、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について、学識経験者等の意見交換会を行う場として、過疎問題懇談会を開催する。

第2 構成

- (1) 懇談会は、別紙1の構成員をもって構成する。
- (2) 懇談会に、幹事を置く。幹事は別紙2のとおりとする。

第3 運営

- (1) 懇談会に座長を置き、大臣官房総括審議官が予め指名する。
- (2) 座長は、懇談会を招集し、主催する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長が必要があると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 座長が必要があると認めるときは、構成員による現地調査を実施することができる。
- (6) 懇談会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。
ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。

第4 議題

懇談会は、これまでの過疎対策の成果や過疎地域の現状を踏まえ、今後の過疎地域振興方策全般について意見交換等を行うものとする。

第5 その他

- (1) 総務省自治行政局過疎対策室に事務局を置く。
- (2) この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(別紙1)

過疎問題懇談会構成員名簿

(座長)

宮 口 侗 廸 早稲田大学教育・総合科学学術院長

(構成員)

安 藤 周 治 NPO法人ひろしまね理事長

飯 盛 義 徳 慶応義塾大学総合政策学部准教授

小田切 徳 美 明治大学農学部教授

上 治 堂 司 高知県安芸郡馬路村長

菊 池 恵 美 (株) テレビ長崎常務取締役

桑 野 和 泉 由布院温泉観光協会会長

沼 尾 波 子 日本大学経済学部教授

本 田 敏 秋 岩手県遠野市長

横 道 清 孝 政策研究大学院大学教授

(五十音順・敬称略)

過疎問題懇談会幹事

総務省自治行政局地域政策課長

総務省自治行政局地域自立応援課長

総務省自治行政局合併推進課長

総務省自治財政局財務調査課長

総務省情報流通行政局地域通信振興課長

農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課長

国土交通省都市・地域整備局地方振興課半島振興室長

総務省自治行政局過疎対策室長